鹿児島県公報

平成24年6月29日(金)第2816号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)

(地域政策課取扱い) 1

(介護福祉課取扱い) 3

(介護福祉課取扱い) 3

(生活衛生課取扱い) 3

(生活衛生課取扱い) 4

(農地整備課取扱い) 4

(都市計画課取扱い) 4

(大島支庁取扱い) 4

(森づくり推進課取扱い) 2

(森づくり推進課取扱い) 2

ページ

告示

- ○景観法に基づく景観整備機構の名称の変更の届出
- ○森林病害虫等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令(森づくり推進課取扱い)1
- ○保安林の指定予定
- ○森林病害虫等防除機具貸付要綱の一部を改正する要綱(※)
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止
- ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習
- ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (通信制)
- ○県営土地改良事業に係る換地処分
- ○都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧
- ○道路の位置指定

選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

公安委員会規則

○鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(※)

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習(新規・追加取得講習)実施公告 正 誤

○鹿児島県公報第2811号(平成24年6月12日付け)の一部訂正

(選挙管理委員会取扱い) 5

(警務課取扱い) 6

(言伪昧以)()()

(生活安全企画課取扱い) 6

(森づくり推進課取扱い)9

告示

鹿児島県告示第775号

景観法(平成16年法律第110号)第92条第3項の規定により、景観整備機構からその名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 景観整備機構の名称
 - (1) 変更前

社団法人鹿児島県造園建設業協会

- (2) 変更後
 - 一般社団法人鹿児島県造園建設業協会
- 2 変更年月日

平成24年4月1日

鹿児島県告示第776号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 県全域
 - (2) 期間

平成24年8月1日から平成25年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び 枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。以下同じ。)の次 の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区 域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指 | 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡のうち 宿市,西之表市,垂水市,薩摩川内市,日置市,曽 | 屋久島町口永良部及び大島郡の区 於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布 | 域 志市, 南九州市, 伊佐市, 姶良市, 薩摩郡, 出水郡, 姶良郡, 曽於郡, 肝属郡及び熊毛郡 (屋久島町口永 良部の区域を除く。) の区域

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理す る者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出 ることができる。

鹿児島県告示第777号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 薩摩川内市木場茶屋町字小吹8291番
- 2 指定の目的

干害の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩 川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第778号

森林病害虫等防除機具貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。 平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

森林病害虫等防除機具貸付要綱の一部を改正する要綱

森林病害虫等防除機具貸付要綱(昭和43年鹿児島県告示第442号)の一部を次のように改正 する。

第10条第2項及び別記第4号様式中「森林整備課長」を「森づくり推進課長」に改める。 附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

鹿児島県告示第779号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			索	11. 18 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月 日	サービスの種類
社会福祉法人南	熊毛郡南種子町	社会福祉法人南	熊毛郡南種子町	小西 茂利	平成24年	訪問入浴
種子町社会福祉	中之上2283	種子町社会福祉	中之上2283		7月1日	介護
協議会指定訪問		協議会				
入浴介護事業所						

鹿児島県告示第780号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者				11. 18 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人南	熊毛郡南種子町	社会福祉法人南	熊毛郡南種子町	小西 茂利	平成24年	介護予防
種子町社会福祉	中之上2283	種子町社会福祉	中之上2283		7月1日	訪問入浴
協議会指定訪問		協議会				介護
入浴介護事業所						

鹿児島県告示第781号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 研修及び講習の主催者の名称及び所在地 財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
 - (1) クリーニング師研修(第1型)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修は,実施しない。)
 - (2) 業務従事者講習(第1型)
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所 在 地
平成24年9月9日	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211番地1

鹿児島県公報

平成24年9月30日	独立行政法人高齢・障害・求職者	鹿児島市東郡元町14番3号
	雇用支援機構ポリテクセンター鹿	
	児島	
平成24年10月14日	鹿児島県大島支庁奄美会館	奄美市名瀬永田町18番6号

- 4 受講料
 - (1) クリーニング師研修 5,000円
 - (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第782号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 研修及び講習の主催者の名称及び所在地 財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
 - (1) クリーニング師研修(第2型)
 - (2) 業務従事者講習(第2型)
- 3 研修及び講習の申込受付期間及びレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成24年9月24日	平成24年11月2日	平成24年12月7日

- 4 受講料
 - (1) クリーニング師研修 5,000円
 - (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第783号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備事業飯隈地区の換地計画に係る換地処分を、平成24年4月11日に行った。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第784号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により奄美市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 名瀬都市計画特別用途地区
 - (2) 名称 第1種集客施設制限地区 第2種集客施設制限地区
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

大島支庁告示第23号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年6月29日

大島支庁長 伊喜功

指定年月	申請者の住所及び	関係土地の地名及び	道路の幅員	道路の延長
日	氏名	地番	担応 が 個貝	担応の延及
平成24年	奄美市名瀬伊津部	奄美市名瀬大字仲勝	4.00メートル	6.99メートル
6月4日	町13番5号	字麦田1311番 5		
	平山廣政			
	奄美市名瀬伊津部			
	町13番5号			
	平山美佐代			

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,平成24年6月19日鹿児島県選挙管理委員会告示第16号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は,廃止する。

平成24年6月29日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

	(自任安貝云安貝文
左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦	27, 913
課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関	
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に	
要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に	
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者	
の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求	299, 275
の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超	
える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1	
を乗じて得た数とを合算した数	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職	鹿児島市・鹿児島郡区 148,453
の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有	鹿屋市・垂水市区 33,208
する者の総数の3分の1の数(その数が40万を超え	枕崎市区 6,584
る場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じ	阿久根市・出水郡区 9,650
て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算	出水市区 15,017
した数)	指宿市区 12,398
	西之表市·熊毛郡区 12,523
	薩摩川内市区 26,969
	日置市区 13,924
	曽於市区 11,370
	霧島市・姶良郡区 36,943
	いちき串木野市区 8,485
	南さつま市区 10,698
	志布志市·曽於郡区 13,352
	奄美市区 14,116
	南九州市区 10,994
	伊佐市区 8,302
	姶良市区 20,392

	薩摩郡区	6, 745
	肝属郡区	12, 008
	大島郡区	18, 150
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求		299, 275
の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超		
える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1		
を乗じて得た数とを合算した数		
地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理		
委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求		
の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超		
える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1		
を乗じて得た数とを合算した数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第		
1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署		
に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数		
に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じ		
て得た数とを合算した数		

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年6月29日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第12号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察の組織に関する規則(平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第26条第5号中力を削り、キをカとし、同号にキとして次のように加える。

キ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成3年法律第71号)に規定する犯罪

附則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成24年6月29日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習

平成24年10月1日(月)から同月9日(火)まで(講習時間は,午前8時30分から午後5時まで。県の休日を除く。)

(2) 追加取得講習

平成24年10月4日(木)から同月9日(火)まで(講習時間は、午前8時30分から午後 5時まで。県の休日を除く。)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習

受講申込日において,次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「1号」という。)の警備業務に従事した期 間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規 則」という。) 第4条に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に係る法第23 条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国 家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級 の検定(1号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に合格し た警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事して いる者
- (2) 追加取得講習

受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を 受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事している者
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に合格し
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に合格し た警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事して いる者
- 5 受講定員
 - (1) 新規取得講習

25人(原則として,受付先着順とする。)

(2) 追加取得講習

5人(原則として,受付先着順とする。)

- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付期間等
 - ア期間

平成24年7月31日 (火) から同年8月10日 (金) まで(県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者 が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三 分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り 付けたもの。以下「受講申込書」という。) 1通

イ 新規取得講習

- (ア) 4(1)アに該当する者
 - a 1号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以 下「警備業務従事証明書」という。) 1通
 - b 履歴書 1 通
- (イ) 4(1)イに該当する者
 - 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4(1)ウに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4(1)エに該当する者
 - 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4(1)オに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4(2)アに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4(2)イに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (b) 4(2)ウに該当する者
 - 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4(2)エに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
 - (オ) 4(2)オに該当する者
 - 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(4) 申込方法

受講者本人による申込み(受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認め ない。)

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書 に貼り付けて提出すること。

なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

- ア 新規取得講習
 - 47,000円
- イ 追加取得講習 23,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話099-206-0110内線3014・3018) 又は一般社団法人鹿児島県警備業協会(電話099-224-4490)に行うこと。

正誤

平成24年6月12日付け鹿児島県公報第2811号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から4行目	982番	982番(次の図に示す部分に
			限る。)
	上から11行目	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとお
			り」
		関係書類	図面及び関係書類